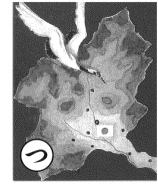




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月26日(火) 号外(第6号)

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(業務プロセス改革課) 2
- 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則の一部を改正する規則(総務課) 2
- 群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(文化財保護課) 2
- 群馬県立しらがね学園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害政策課) 26
- 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 26
- 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域企業支援課) 26
- 群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築課) 29
- 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 29

### 企業管理規程

- 群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 30

### 議 会 訓 令

- 群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 30

規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十七号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第八項を削り、同条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とする。
第三条第十三項を削る。

附則

この規則は、群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第四号)の施行の日から施行する。

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十八号

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十六日

群馬県規則第十九号

群馬県知事 山本 一 太

群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第二章 県指定重要文化財(第三条―第十三条)
第三章 県指定重要無形文化財(第十四条―第十七条)
第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財(第十八条)
第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第二十条―第二十四条)

第二章 有形文化財

- 第一節 県指定重要文化財(第三条―第十三条)
第二節 県登録有形文化財(第十三条の二―第十三条の十)
第三章 無形文化財
第一節 県指定重要無形文化財(第十四条―第十七条)
第二節 県登録無形文化財(第十七条の二―第十七条の五)
第四章 民俗文化財
第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財
第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財
第五章 記念物
第一節 県指定史跡名勝天然記念物(第二十条―第二十四条)
第二節 県登録記念物(第二十四条の二―第二十四条の六)

に改める。

文化財(第十八条・第十九条)
(第十九条の二―第十九条の四)

「第二章 県指定重要文化財」を「第二章 有形文化財」に改める。
第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定重要文化財

第十条第一項第六号中「を」を「を」に変更した後、「」に改める。
第十二条第二号中「を」を「を」に改める。
第二章に次の一節を加える。

## 第二節 県登録有形文化財

## (登録の申請)

第十三条の二 条例第二十二條の二第一項の規定による県登録有形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十二号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書(別記様式第十二号の三)を添えて、知事に申請しなければならない。

## (登録証)

第十三条の三 条例第二十二條の二第七項に規定する登録証(以下「登録証」という。)は、別記様式第十二号の四のとおりとする。

## (登録証の再交付)

第十三条の四 登録証の交付を受けた者は、当該登録証を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書(別記様式第十二号の五)を知事に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

2 亡失し、又は盗み取られたことにより登録証の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた登録証を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該登録証を知事に返付しなければならない。

## (管理責任者選任等の届出)

第十三条の五 条例第二十二條の四第四項において準用する条例第六條第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届(別記様式第十二号の六)によるものとする。

## (所有者変更等の届出)

第十三条の六 条例第二十二條の四第四項において準用する条例第七條第一項の規定による所有者の変更の届出は、所有者変更届(別記様式第十二号の七)によるものとし、条例第二十二條の四第四項において準用する条例第七條第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、所有者氏名等変更届(別記様式第十二号の八)によるものとする。

## (滅失等の届出)

第十三条の七 条例第二十二條の五の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届(別記様式第十二号の九)によるものとする。

## (所在場所変更の届出)

第十三条の八 条例第二十二條の六の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届(別記様式第十二号の十)によるものとする。

## (所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十三条の九 条例第二十二條の六ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第二十二條の八第一項の規定による届出に基づいてする現状変更のため、に所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第二十二條の六の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

三 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 条例第二十二條の六ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

## (現状変更の届出)

第十三条の十 条例第二十二條の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届(別記様式第十二号の十一)を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

## (維持の措置の範囲)

第十三条の十一 条例第二十二條の八第二項の規定で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県登録有形文化財が建造物である場合にあつては、登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下であるとき(移築の場合を除く)。

二 県登録有形文化財が建造物以外のものである場合にあつては、当該県登録有形文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該県登録有形文化財をその登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

三 県登録有形文化財が毀損している又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。

「第三章 県指定重要無形文化財」を「第三章 無形文化財」に改める。

第三章第十四條の前に次の節名を付する。

第一節 県指定重要無形文化財

第十五條第一項中「保持団体を」を「保持団体の」に、「したとき」を「したとき」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第二節 県登録無形文化財

## (登録の申請)

第十七条の二 条例第二十八條の二第一項の規定による県登録無形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十六号の二による申請書により知事に申請しなければならない。

## (認定書)

第十七条の三 知事は、条例第二十八條の二第三項の規定による県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定(同条第六項の規定による追加認定を含む。)をしたときは、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体に認定書(別記様式第十六

号の三)を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十八条の三第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)  
 第十七条の四 条例第二十八条の四前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更  
 二 保持者について、その保持する県登録無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条の五 条例第二十八条の四の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届(別記様式第十六号の四)によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届(別記様式第十六号の五)によるものとする。

「第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財」を「第四章 民俗文化財」に改める。

第十八条中「十五日」を「三十日」に改め、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財

第四章に次の一節を加える。

第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財

(現状変更の届出)

第十九条の二 条例第三十六条の二第三項において準用する条例第二十二条の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届(別記様式第十二号の十一)を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。(現状変更の届出を要しない場合)

第十九条の三 条例第三十六条の二第三項において読み替えて準用する条例第二十二条の八第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 県登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該県登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。

二 県登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。

三 非常災害のために必要な応急の措置を執るとき。

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。(準用規定)

第十九条の四 第十三条の二から第十三条の九までの規定は、県登録有形民俗文化財について準用する。

2 第十七条の二の規定は、県登録無形民俗文化財について準用する。

「第五章 県指定史跡名勝天然記念物」を「第五章 記念物」に改める。

第五章中第二十條の前に次の節名を付する。

第一節 県指定史跡名勝天然記念物

第二十三条第一号中「の現状」を「の原状」に改め、同条第二号中「をする」を「を執る」に改める。

第五章に次の一節を加える。

第二節 県登録記念物

(登録の申請)

第二十四条の二 条例第四十二条の二第一項の規定による県登録記念物の登録を受けようとする者は、別記様式第十九号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書(別記様式第十二号の三)を添えて、知事に申請しなければならない。

(現状変更の届出)

第二十四条の三 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二条の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届(別記様式第十二号の十一)を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。

(維持の措置の範囲)

第二十四条の四 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二条の八第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県登録記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県登録記念物をその登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

二 県登録記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該毀損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 県登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十四条の五 条例第四十二条の三において準用する条例第四十一条の規定による土地の所在等の異動の届出は、土地の所在等異動届(別記様式第十九号の三)によるものとする。

(準用規定)

第二十四条の六 第十三条の五から第十三条の七までの規定は、県登録記念物について準用する。

第三十一条中「指定」の下に「登録」を加える。

別記様式第二号中「申請書」を削る。

別記様式第五号中「及び指定書の記号番号」を削る。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「及び指定書の記号番号」を削り、

「添付書類 添付書類  
指定書」を 群馬県指定重要文化財又は群馬県指定重要有形民俗文化財の場

合(六、指定書) に改める。

別記様式第八号から別記様式第十二号までの規定中「及び指定書の記号番号」を削り、同様式の次に次の十様式を加える。

別記様式第12号の2（規格A4）（第13条の2関係）

年 月 日
群馬県知事 へ
住 所 申請者 氏 名
群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）登録申請書
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の登録を受けたいので申請します。
1 名称及び員数
2 所在の場所
3 所有者の氏名又は名称及び住所
4 占有者の氏名又は名称及び住所
5 寸法重量又は材質（建造物は、構造及び形式）
6 製作年代又は時代
7 製作者名
8 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
9 現状及び今後の保存・活用方法
10 その他参考となる事項

## 添付書類

- 1 有形文化財又は有形民俗文化財の写真
- 2 有形文化財又は有形民俗文化財の図面 ※建築物、考古資料の場合必須
- 3 有形文化財又は有形民俗文化財の所在地や範囲を示す図面 ※建造物の場合必須
- 4 有形文化財又は有形民俗文化財について紹介した論文、研究調査書、調査書、修理歴等の写し
- 5 有形文化財又は有形民俗文化財の過去の写真
- 6 その他参考となる資料

別記様式第12号の3（規格A4）（第13条の2、第24条の2関係）

		年 月 日
群馬県知事 へ		
	住 所	
	氏 名	
同意書		
私の所有（占有）する下記の物件を群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）に登録することに同意します。		
記		
1	名称及び員数	
2	物件の所在地	
3	登録する区域	
4	その他参考となる事項	

別記様式第12号の4（第13条の3関係）

（表）

割印

群馬県登録有形文化財登録証  
群馬県登録有形民俗文化財登録証

（登録年月日）

（記号番号）

（名称）

（員数）

（構造、形式及び大きさ又は寸法、重量、材質その他の特徴又は  
内容を示す事項）

上記の文化財を群馬県文化財保護条例第22条の2第1項（第  
36条の2第1項）の規定により群馬県文化財登録原簿に登録し  
たことを証する。

年 月 日

群馬県知事

印



（裏）

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
文化財の所在場所	
交付又は再交付の年月日	

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

## 備考

次の場合には、群馬県文化財保護条例の規定により、登録証を添えて届け出なければならないこととなっています。

- 1 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所有者が変更したとき。
- 2 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所有者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更しようとするとき。

別記様式第12号の5（規格A4）（第13条の4、第17条の3関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
登録証等再交付申請書
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の登録証（又は群馬県登録無形文化財の認定書）を亡失した（盗み取られた・滅失した・毀損した）ので、再交付を申請します。
1 名称及び員数
2 登録年月日及び登録証（認定書）の記号番号
3 亡失等の年月日
4 亡失等の理由及び状況
5 その他参考となる事項

添付書類

事実を証するに足りる文書又は毀損した登録証（認定書）

別記様式第12号の6（規格A4）（第13条の5関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
管理責任者選任等届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 所在の場所
4 管理責任者の氏名、住所、職業及び年齢
5 選任（解任）の年月日
6 選任（解任）の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

選任の場合は、選任された者の承諾書

別記様式第12号の7（規格A4）（第13条の6関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
所有者変更届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の所有者が変更したので届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 所在の場所
4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
5 変更の年月日
6 変更の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

群馬県登録有形文化財又は群馬県登録有形民俗文化財の場合は、登録証

別記様式第12号の8（規格A4）（第13条の6関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
所有者氏名等変更届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の所有者（管理責任者）の氏名（名称・住所）に変更があったので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 所在の場所
4 変更内容 変更前 変更後
5 変更の年月日
6 変更の理由
7 その他参考となる事項

添付書類

群馬県登録有形文化財又は群馬県登録有形民俗文化財の場合は、登録証

別記様式第12号の9（規格A4）（第13条の7関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
滅失等届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）を滅失した（毀損した・亡失した・盗み取られた）ので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 所在の場所
4 所有者の氏名又は名称及び住所
5 滅失等の事実を知った年月日
6 滅失等の事実が生じた日時及び場所
7 滅失等の事実が生じた当時における管理の状況
8 滅失等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
9 その他参考となる事項

別記様式第12号の10（規格A4）（第13条の8関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 届出者 氏 名
所在場所変更届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更したい（変更した）ので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 変更内容 変更前の所在の場所 変更後の所在の場所
4 変更予定（変更）の年月日
5 変更の理由
6 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日
7 その他参考となる事項

添付書類

登録証

別記様式第12号の11（規格A4）（第13条の10、第19条の2、第24条の3関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
現状変更届
次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の現状変更をしたいので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 登録年月日
3 所有者の氏名又は名称及び住所
4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
5 現状変更を必要とする理由
6 現状変更の内容及び方法
7 現状変更の着手及び終了の予定時期
8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更をしようとする箇所の写真
- 3 届出者が所有者（占有者）以外である場合は、所有者及び占有者の承諾書



別記様式第十三号中「(和社)」を「(和隣・和社)」に改める。  
別記様式第十六号の次に次の四様式を加える。

別記様式第16号の2（規格A4）（第17条の2関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
群馬県登録無形文化財（群馬県登録無形民俗文化財）登録申請書
次のとおり群馬県登録無形文化財（群馬県登録無形民俗文化財）の登録を受けたいので申請します。
1 名称
2 所在の場所
3 保持者の氏名、生年月日及び芸名又は雅号
4 保持（保護）団体の名称、代表者の氏名及び所在地
5 技芸等の内容
6 使用する道具の概要
7 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
8 現状及び今後の保存・活用方法
9 その他参考となる事項

添付書類

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の最近の実情を示す写真及び文献その他参考となる資料
- 2 無形文化財又は無形民俗文化財を保持する（保護する）者又は団体の経歴及び沿革
- 3 団体の場合は、その団体の構成員の氏名、住所、生年月日、性別及び芸名又は雅号を記載した構成員名簿

別記様式第16号の3（第17条の3関係）

（表）

割印

## 群馬県登録無形文化財認定書

（記号番号）

（氏名・団体名 殿）

（芸名雅号等）

（生年月日）

上記を群馬県文化財保護条例第28条の2第3項の規定により  
群馬県登録無形文化財 の保持者（保持団体）に認定し  
たことを証する。

年 月 日

群馬県知事

印

(裏)

保持者・保持団体の氏名又は名称	
保持者・保持団体の住所 又は事務所の所在地	
交付・再交付又は変更の別	

変更事項	変更後の保持者・保持団体の氏名 又は住所等	変更の年月日

## 備考

次の場合には、群馬県文化財保護条例の規定により、認定書を添えて届け出なければならないこととなっています。

- 1 群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体に変更したとき。
- 2 群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地等を変更したとき。

別記様式第16号の4（規格A4）（第17条の5関係）

年 月 日
群馬県知事 へ
住所 届出者 氏名
保持者氏名等変更届
次のとおり群馬県登録無形文化財の保持者の氏名（住所・芸名・雅号）に変更があった（保持者が死亡した・保持者が心身の故障を生じた）ので、届け出ます。
1 名称
2 認定年月日及び認定書の記号番号
3 変更内容 変更前氏名（住所・芸名・雅号） 変更後氏名（住所・芸名・雅号）
※死亡の場合
3 死亡した保持者の氏名及び住所
※心身の故障の場合
3 心身の故障を生じた保持者の氏名、住所及び故障の程度
4 変更（死亡・発生）の年月日
5 その他参考となる事項

添付書類

認定書（ただし、死亡又は心身の故障による届出の場合は除く。）

別記様式第16号の5（規格A4）（第17条の5関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
事務所の所在地 届出者 名称及び代表者氏名
保持団体名称等変更届
次のとおり群馬県登録無形文化財の保持団体の名称（事務所の所在地・代表者・構成員）に変更があった（が解散した）ので、届け出ます。
1 名称
2 認定年月日及び認定書の記号番号
3 名称又は事務所の所在地の変更の場合 変更前名称（事務所の所在地） 変更後名称（事務所の所在地）
4 代表者の変更又は構成員の異動の場合 旧代表者又は構成員の氏名及び住所 新代表者又は構成員の氏名、住所及び経歴
5 解散の場合 保持団体の名称及び事務所の所在地
6 変更（解散）の年月日
7 変更（解散）の理由

添付書類

- 1 認定書（ただし、構成員の異動の場合は除く。）
- 2 構成員の異動の場合は、新構成員の芸名又は雅号、性別及び生年月日を記載した書類

別記様式第十七号及び別記様式第十九号中「及び群馬縣の群馬縣を削り、同様の次に次の二様式を加える。

別記様式第19号の2（規格A4）（第24条の2関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
群馬県登録記念物登録申請書
次のとおり群馬県登録記念物（遺跡関係・名勝地関係・動物、植物及び地質鉱物関係）の登録を受けたいので申請します。
1 名称
2 所在地及び面積又は員数
3 所在地の所有関係の概要
4 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
5 現状及び今後の保存・活用方法
6 その他参考となる事項

添付書類

- 1 記念物の最近の写真
- 2 位置図
- 3 所在する土地の所在、地番、地積及び占有者の住所、氏名又は名称並びに法人にあたってはその代表者氏名を記載した書類
- 4 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 5 所在する土地の登記簿謄本又は抄本
- 6 所有者及び権原に基づく占有者の同意書
- 7 記念物について紹介した論文、研究調査書、調査書、修理歴等の写し
- 8 その他参考となる資料



別記様式第19号の3（規格A4）（第24条の5関係）

年 月 日

群馬県知事 あて

住所  
届出者  
氏名

土地の所在等異動届

次のとおり群馬県登録記念物の所在（地番・地目・地積）に異動があったので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 登録年月日
- 3 異動等の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 異動明細
 

異 動 前					異 動 後				異 動 年 月 日
所在	地番	地目	地積	所 有 者	所在	地番	地目	所 有 者	

添付書類

地番及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写し





標準クリルによる整経	同表加工の項中		同表分析の項	同表分析の項	捕集効率(BFE)試験	ウイルス飛まつ捕集効率(VFE)試験	消臭試験					
	赤外分光分析	定量分析						定量分析	一件一成分につき	一件一成分につき	一件につき	一件につき
	マクロ測定	マイクロ測定						一件につき	一件につき	三六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	
三、四〇〇円に次に掲げる金額を加えた額	一件につき	一件一成分につき	一件一成分につき	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(測定が一件を超えるときは、その超える一件ごとに二、二〇〇円を加えた額)						
三、四〇〇円に次に掲げる金額を加えた額	一件につき	一件一成分につき	一件一成分につき	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(測定が一件を超えるときは、その超える一件ごとに二、二〇〇円を加えた額)						
二 糸の長さが次に掲げる場合に該												

に改め、

を

に改め、

無地整経	縮整経	同表加工の項中	同表分析の項	同表分析の項	捕集効率(BFE)試験	ウイルス飛まつ捕集効率(VFE)試験	消臭試験						
								無地整経	縮整経	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
								一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	二、二五〇円に次に掲げる金額を加えた額	二、二五〇円に次に掲げる金額を加えた額
四、〇〇〇円に次に掲げる金額を加えた額	一件につき	一件一成分につき	一件一成分につき	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに九三〇円を加えた額)	(測定が一件を超えるときは、その超える一件ごとに二、二〇〇円を加えた額)							
二 糸の長さが次に掲げる場合に該													

に

を

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後にされる使用の申請に係る使用料について適用し、同日前にされた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第五の規定は、この規則の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第二十三号

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第一項中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改め、「建築主事」の下に「及び建築副主事」を加え、同条第二項中「土木事務所」の下に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加え、「当該建築主事」を「当該建築主事等」に、「建築課の建築主事」を「建築課の建築主事等」に改める。

第三条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第四条第一項第一号中「若しくは第百三十七条の十六第二号」を削る。

第五条第一項第四号、第七条、第八条第一項及び第九条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十二条第一項の表政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(用途がホテル又は旅館であるものを除く。)及び同項第五号に掲げる建築物の項中「及び同項第五号に掲げる建築物」を削る。

第二十二条中「建築主事」を「建築主事等」に、「第十八条第十五項及び第十八項」を「第十八条第十七項及び第二十項」に改める。  
別表中「建築主事」の下に「及び建築副主事」を加える。

別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第六号中

「群馬県知事 〆て」を「群馬県知事 〆て」を「建築主事 〆て」を「建築主事 〆て」を

群馬県知事 〆て」に改める。  
別記様式第六号中

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県規則第二十四号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に、「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第五号の二中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第五号の三中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第一二条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第一二条第一項」に、「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第六号中

「別記様式第六号中 第34条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第一項」を



別記様式第8号(第6条関係)

年 月 日

群馬県議会議長 様

会派名

代表者

〇〇年度政務活動費に係る収支報告の訂正について

群馬県政務活動費の交付に関する規程第6条の規定により、〇〇年度政務活動費収支報告を下記のとおり訂正します。

記

1 訂正の内容

2 訂正の理由

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。  
附則



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---